

令和2年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第22報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和3年7月30日 保医発0730第1号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
- ・令和3年8月11日 厚生労働省告示第305号 使用薬剤の薬価(薬価基準)及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示
- ・令和3年8月11日 厚生労働省告示第307号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早248		下から1行目	<p>6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液</p> <p>(4) 保険医が投与することができる注射液 <u>ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム 製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラージェ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラージェ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズムブ製剤、オマリズマブ製剤(季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。)</u>及び<u>テデュグルチド製剤</u></p>	<p>6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液</p> <p>(4) 保険医が投与することができる注射液 <u>ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム 製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラージェ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラージェ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤及びメボリズムブ製剤</u></p>	字句挿入
早310		下から3行目	<p>別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 <u>ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム 製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、メボリズムブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤</u></p>	<p>別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 <u>ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム 製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、メボリズムブ製剤</u></p>	字句挿入
早363		下から3行目	<p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～181 (略)</p> <p>182 経カテーテル人工生体弁セット</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>注 経カテーテル人工生体弁セットは、下記のいずれかの場合に算定できる。 <u>ア 自己大動脈弁尖の硬化変性に起因する症候性の重度大動脈弁狭窄を有し、経カテーテル人工生体弁セットによる治療が当該患者にとって最善であると判断された患者に使用する場合</u> <u>イ 外科的に留置した大動脈生体弁の機能不全(狭窄、閉鎖不全又はその複合)による症候性の弁膜症を有し、かつ、外科的手術を施行することができず、経カテーテル人工生体弁セットによる治療が当該患者にとって最善であると判断された患者に使用する場合</u></p>	<p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～181 (略)</p> <p>182 経カテーテル人工生体弁セット</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>注 経カテーテル人工生体弁セットは、下記のいずれかの場合に算定できる。 <u>ア 自己大動脈弁尖の硬化変性に起因する症候性の重度大動脈弁狭窄又は外科的に留置した大動脈生体弁の機能不全による症候性の弁膜症を有し、かつ、外科的手術を施行することができず、経カテーテル人工生体弁セットによる治療が当該患者にとって最善であると判断された患者に使用する場合</u></p>	字句訂正

			<p><u>ウ</u> 先天性心疾患手術において植え込まれた右室流出路心外導管又は肺動脈弁位に外科的に留置した生体弁の機能不全(狭窄、閉鎖不全又はその複合)を有し、かつ外科的手術を施行することができず、本品による治療が最善であると判断された患者に使用する場合</p>	<p><u>イ</u> 先天性心疾患手術において植え込まれた右室流出路心外導管又は肺動脈弁位に外科的に留置した生体弁の機能不全(狭窄、閉鎖不全又はその複合)を有し、かつ外科的手術を施行することができず、本品による治療が最善であると判断された患者に使用する場合</p>	
			183～210 (略)	183～210 (略)	
418	右	上から10行目	<p>D004-2 悪性腫瘍組織検査</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 肺癌において、「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものうち、(2)の「ア」に規定する肺癌におけるALK融合遺伝子検査又は(21)のALK融合遺伝子検査と区分「N002」の「6」ALK融合タンパク又は区分「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製を併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</p>	<p>D004-2 悪性腫瘍組織検査</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 肺癌において、「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものうち、(2)の「ア」に規定する肺癌におけるALK融合遺伝子検査と区分「N002」の「6」ALK融合タンパク又は区分「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製を併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</p>	字句挿入
418	右	下から1行目	<p>(10)～(19) (略)</p> <p><u>(20) 肺癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療の選択を目的として、次世代シーケンシングによりROS1融合遺伝子検査を行った場合は、本区分の「1」の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。</u></p> <p><u>ア</u> 本検査は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、「1」の「イ」処理が容易なものうち、(2)の「ア」に規定する肺癌におけるROS1融合遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定できる。</p> <p><u>イ</u> 本検査の実施にあたっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p><u>ウ</u> 本検査と、肺癌の組織を検体とした「1」の「イ」処理が容易なものうち、(2)の「ア」に規定する肺癌におけるROS1融合遺伝子検査を併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</p> <p><u>(21) 肺癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療の選択を目的として、次世代シーケンシングによりALK融合遺伝子検査を行った場合は、本区分の「1」の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。</u></p> <p><u>ア</u> 本検査は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、「1」の「イ」処理が容易なものうち、(2)の「ア」に規定する肺癌におけるALK融合遺伝子検査を</p>	<p>(10)～(19) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	字句挿入

			<p><u>行うことが困難な場合に算定できる。</u></p> <p><u>イ 本検査の実施にあたっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p><u>ウ 本検査と、肺癌の組織を検体とした「1」の「イ」処理が容易なものうち、(2)の「ア」に規定する肺癌におけるALK融合遺伝子検査を併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>(22) 固形癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングによりNTRK融合遺伝子検査を行った場合は、本区分の「1」の「ロ」処理が複雑なもの所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。</u></p> <p><u>ア 本検査は、医学的な理由により、固形癌の組織を検体として、「1」の「ロ」処理が複雑なものうち、(4)のウに規定する固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定できる。</u></p> <p><u>イ 本検査の実施にあたっては、固形癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p><u>ウ 本検査と、固形癌の組織を検体とした「1」の「ロ」処理が複雑なものうち、(4)のウに規定する固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査を併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>(23) 卵巣癌、乳癌、膵癌又は前立腺癌において、(22)のNTRK融合遺伝子検査と区分「D006-18」BRCA1/2遺伝子検査を併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>(24) 患者から1回に採取した血液を用いて肺癌に対して(20)のROS1融合遺伝子、(21)のALK融合遺伝子又は区分「D006-12」EGFR遺伝子検査(血漿)のいずれかを併せて行った場合には、検査の項目数に応じて、2項目の場合は本区分の「注1」の「イ」2項目の所定点数を準用し、3項目の場合は本区分の「注1」の「ロ」3項目の所定点数を準用して算定する。</u></p> <p><u>(25) 患者から1回に採取した血液を用いて肺癌に対して(15)のMETex14遺伝子検査及び(22)のNTRK融合遺伝子を併せて行った場合には、検査の項目数に応じて、本区分の「注2」の「イ」2項目の所定点数を準用して算定する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>字句挿入</p> <p>字句挿入</p> <p>字句挿入</p> <p>字句挿入</p>
427	右	上から4行目	<p>D006-12 EGFR遺伝子検査(血漿)</p> <p>(1) 血漿を用いてリアルタイムPCR法 <u>又は次世代シーケンシング</u>により行った場合に算定できる。</p>	<p>D006-12 EGFR遺伝子検査(血漿)</p> <p>(1) 血漿を用いてリアルタイムPCR法により行った場合に算定できる。</p>	<p>字句挿入</p>

			(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)	
430	右	上から3行目	<p>D006-19 がんゲノムプロファイリング検査</p> <p>(1) 「1」検体提出時については、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、包括的なゲノムプロファイルの取得を行う場合に患者1人につき1回(以下のイの場合については2回)に限り算定できる。ただし、血液を検体とする場合については、以下に掲げる場合にのみ算定できる。</p> <p><u>ア 医学的な理由により、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体としてがんゲノムプロファイリング検査を行うことが困難な場合。この際、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p><u>イ 固形腫瘍の腫瘍細胞を検体として実施したがんゲノムプロファイリング検査において、包括的なゲノムプロファイルの結果を得られなかった場合。この際、その旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p>(2)～(11) (略)</p>	<p>D006-19 がんゲノムプロファイリング検査</p> <p>(1) 「1」検体提出時については、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、包括的なゲノムプロファイルの取得を行う場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。</p> <p>(2)～(11) (略)</p>	字句挿入